

**令和4年度職員団体との交渉結果**  
**(第1回給与確定交渉(県職員労働組合))**

**1 交渉団体**

県職員労働組合

**2 出席者**

[当局] 職員局長、人事課長、職員課長他 (7名)

[職員団体] 県職員労働組合副委員長、書記長他 (22名)

**3 交渉日時及び場所**

令和4年11月16日(水) 13:15~13:53 職員会館1階ホール

**4 内容**

令和4年度給与改定について、当局から改定案を説明した後、協議を行った。

**5 交渉概要**

**(1) 当局説明**

| 項目               | 改定(案)  |
|------------------|--|
| 給料表              | 人事委員会勧告どおり改定 [R4.4.1改正]<br>(会計年度任用職員は R5.4.1改正)                        |
| 期末・勤勉手当          | 【期末手当】据置き<br>【勤勉手当】人事委員会勧告どおり改定 [R4.4.1改正]                             |
| 勤勉手当の上位成績区分に係る原資 | 勤勉手当支給各期における査定原資を0.01月分拡大(0.03月→0.04月)<br>[R5.12月期から実施]                |
| 経験者採用に係る初任給決定方法  | 前歴換算率の見直し及び経験年数に応じ主任格付 [R5.4.1から実施]<br>あわせて在職者の給与調整措置を実施(詳細は現在精査中)     |
| 育休任期付職員の定期昇給     | 定期昇給制度の対象とする [R5.1.1改正]  |
| 特別休暇             | 不妊治療に係る休暇(出生サポート休暇)を拡充する [R5.1.1改正]<br>①付与日数の拡充(詳細は別途説明)<br>②取得手続きの簡素化 |
| 行政職給料表の運用        | ①級表示を国準拠へ見直し、②若手職員へ補職を付与する [R6.4.1改正]                                  |
| その他              | その他の要求は、取り巻く諸情勢等を踏まえると、改善は困難   |

(2) 協議

| 項目              | 職員団体主張   | 当局回答   |
|-----------------|--|--|
| 会計年度任用職員の報酬改定時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の基本報酬について、正規職員と同じ2022年4月からの増額改定を求める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の報酬改定の実施時期については、昨年度の給与確定交渉において、会計年度ごとの任用であることを踏まえ、年度単位で実施することとした。</li> <li>・そのため、昨年度の引下げ改定は、翌年度となる今年度から実施することとした。</li> <li>・このたびの改定についても、年度単位での実施とし、令和5年4月1日から適用することとしたい。</li> </ul>   |
| 会計年度任用職員の期末手当   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会は、国の検討状況や他の都道府県の状況を注視しつつ、総合的に検討していく必要がある、としており、会計年度任用職員の期末手当に正規職員の勤勉手当引上げ分を上乗せして改定する団体もあると聞いている。</li> <li>・他団体の動向を踏まえ、本県においても期末手当の引上げ改定を行うことができるのではないかと。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の期末手当は、制度上、正規職員に準じた支給月数を支給することが基本となっている。</li> <li>・また、会計年度任用職員に対する勤勉手当は、現行の法制度の下では、支給することができる手当として位置付けられていない。</li> <li>・これらのことを踏まえると、会計年度任用職員の期末手当について、正規職員と異なる取扱いとすることは困難である。</li> <li>・なお、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、現在、国において勤勉手当支給に向けた検討が行われており、国の動向をさらに注視していきたい。</li> </ul> |
| 会計年度任用職員の報酬全般   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今期確定闘争においては、正規職員をはじめ他の職員は月例給や一時金の増額改定が行われる一方で、会計年度任用職員だけ今年度は給与が引き上がり、置き去りにになっている。このことを踏まえ何か対応いただけないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の報酬をはじめ職員の給与については、あらかじめ定められた制度に基づき支給されるべきものであり、対外的な説明の観点からも、制度の運用をその時々状況によって変えることは困難である。</li> </ul>  |

| 項目                        | 職員団体主張  | 当局回答  |
|---------------------------|---|---|
| <p>勤勉手当の上位成績区分に係る査定原資</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績主義の強化には反対である。</li> <li>・国と兵庫県の人事評価の制度内容が異なる現状において、国と同様の対応を行わなくてもよいのではないか。</li> <li>・令和5年12月期からの実施であれば、来年度の提案でよいのではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤勉手当の査定原資については、これまでから国と同様の取扱いとしており、人事委員会報告等も踏まえると、これまでどおり、国の取扱いを基本とした改定を行いたい。</li> <li>・国においては、今期の勤勉手当引上げ分の一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保することとされている。このため、本県においても、同様に対応したい。</li> <li>・ただし、実施時期については、職員により一層報いる対応として、上位の成績区分について現行よりも高い成績率を適用するなど検討するため、国より1年遅らせることとした。</li> </ul> |
| <p>経験者採用に係る初任給決定方法</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職者調整については、どの程度考えているのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な範囲は現在精査中であるが、実施にあたっては、近年、採用試験の受験年齢の引上げを行ったことなどを踏まえ、適切に検討する必要があると考えている。</li> </ul>   |
| <p>行政職給料表の運用</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな見直しとなるのであれば、現場で混乱が生じないように当局の責任でしっかり対応していただきたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で混乱が生じないように円滑な制度の実施に向けしっかり対応させていただく。</li> </ul>   |
| <p>55歳昇給停止</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢層職員については、今後、定年引上げが行われる中、55歳昇給停止以降10年間も給与が上がらず、加えて、今回の改定では給料表の引上げも行われないなど、給与面で厳しい状況が続いている。55歳昇給停止の廃止を求める。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与については、人事委員会勧告の内容を基本としつつ、均衡の原則の観点から、国や他府県の状況を踏まえ決定する必要がある中、本県独自で給与面での改善を行うことは困難である。</li> </ul>  |
| <p>再任用職員の給与改善</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年前とほとんど同じ職責・職務を担っているのであれば、退職時の級格付けとするとともに、一時金の改善、生活関連手当の支給を求める。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、人事委員会の勧告・報告を踏まえて対応することが基本である。</li> <li>・国や他府県との均衡も考慮する必要がある中、現時点において、本県独自に見直すことは困難である。</li> </ul>   |

| 項目      | 職員団体主張  | 当局回答   |
|---------|---|--|
| 通勤手当の改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当の全額実費支給及びライフステージの変化により転居した場合であっても高速代に係る加算を支給していただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他府県との均衡や対外的な説明を考えると、現時点において全額支給などの改定は困難である。</li> <li>一方で、結婚や介護などライフステージの変化により転居した職員に対する高速道路等に係る加算の支給については、より一層、多様な働き方を推進する観点から、支給対象者の要件緩和などについて検討していく必要があるのではないかと認識している。</li> </ul> |
| 技能労務職給与 | <ul style="list-style-type: none"> <li>技能労務職の給与に係る独自課題については、これまでどおり、団体交渉で決着することが基本であると考えてよいか。</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>結構である。</li> </ul>   |
| 総括      | <ul style="list-style-type: none"> <li>本日、示された内容では合意できない。改めて、再検討を強く求める。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい制約の中での検討となるが、今一度、上層部と協議したい。</li> </ul>   |